

次のとおり、「新居浜市建設工事指名停止措置要綱」に基づき、指名停止を行いました。

1 指名停止業者

香川県高松市屋島西町1979

新明和工業（株）流体事業部営業本部四国営業所

2 指名停止理由

新明和工業（株）は、特定特装車製品（※）の製造販売において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から公表されたため。

※ダンプ車、タンクローリ、トラックミキサ車、粉粒体運搬車、塵芥車及び脱着コンテナ車に取り付けられる架装物並びにテールゲートリフタ並びにそれらの架装物の付属物であって、最終需要者、販売業者又はバンの製造販売業者を取引先とするもの。

3 指名停止期間

令和7年12月19日から令和8年3月18日まで（3か月間）